

戸籍電子証明書提供用識別符号の取得方法等について

1. 戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「識別符号」といいます。）とは、16桁で構成されるパスワードです。[マイナポータル](#)にて取得（無料）又は日本国内の市区町村窓口にて取得（有料）したものを、旅券又は証明のオンライン申請時に入力いただくことで、書面による戸籍謄本等の提出に代えることができます。詳細は[こちら](#)をご覧ください。
2. 識別符号の有効期間は発行から3か月です。また、当館に各種申請を行う際には、申請を行う時点で、申請の翌開館日から起算して5開館日以上、識別符号の残存有効期間が必要ですので、ご注意ください。
3. 識別符号は、申請者本人がマイナンバーカードをお持ちでなくとも、同一戸籍内の配偶者・父母・子等の方がマイナポータル又は市区町村窓口（本籍地・お住まいの自治体等）にて取得いただき、その符号をメール等にて申請者に連絡し、これをオンライン申請時に入力いただくことも可能です。
4. マイナポータルでの識別符号の取得方法については、[こちら](#)をご確認ください。市区町村窓口にて識別符号を取得する場合は、必要書類等に関して、取得を希望する自治体のホームページ等にてあらかじめ確認をお願いします。
5. 識別符号は、有効期間内であれば、同一戸籍内の方で何回でも使用することができるため、各種証明をまとめて申請する場合等は、1通を取得いただければ結構です。

注 マイナポータルとは、オンライン上で行政手続き等を行うための、日本政府公式のウェブサイトです。署名用電子証明書暗証番号（6桁～16桁の英数字によるパスワード）を設定したマイナンバーカードをお持ちの15歳以上の方であれば、マイナポータルにログインし、識別符号を取得することができます。